

高等学校福祉科教員養成の現状と課題に関する一考察 —福祉科教育法の実践を通して—

藤井 佳子

1. はじめに

1987（昭和62）年に社会福祉士及び介護福祉士法が成立し、介護福祉士国家資格の取得ルートとして福祉系高校が位置づけられ、それを契機として、全国の高校で福祉科の開設が進んだ。その後、1999（平成11）年3月29日に告示された学習指導要領改訂において、高校における教科「福祉」が創設され、約20年が経過したところである。

教科「福祉」の創設にともない、2001（平成13）年度から、福祉系大学において高校福祉科教員養成がスタートした。先行研究からみた高校福祉科教員養成の課題としては、①福祉系大学では、社会福祉士や介護福祉士の受験資格と並行して、教職課程を履修することの負担が大きいこと、②高校「福祉」の教員免許状を取得しても、採用枠が少ないこと、③高校福祉科の教育現場が求める教師像と、大学における教員養成の実態にギャップがあること等が指摘されている。

さらに、2019（令和元）年度から新教職課程が実施されることを受けて、文部科学省（以下、文科省）が再課程認定を行い、その結果、高校福祉科教職課程を閉鎖する大学が相次いだ。今後も高校福祉科の教職課程を存続させていくためには、「高校で福祉を学ぶことの意義」や、そこで働く「福祉科教員のやりがい」等を周知していくとともに、「福祉科教育法」の教育内

容の改善を図り、学生が高校「福祉」の免許を取得することに対して魅力やメリットを感じることができるように働きかけていかなければならない。

そこで本研究では、①高校における教科「福祉」の創設から現在までの変遷を概観すること、②大学における高校福祉科教員養成における現状と課題を先行研究から明らかにすることを主たる目的とし、今後の「福祉科教育法」の課題について、筆者の教育実践を踏まえて考察を行う。

なお、高校福祉科には、さまざまな形態がある。田村（2008：12）は、高校福祉科を、①高校における福祉に関する「学科」や「コース・系」の名称、②介護福祉士国家試験受験資格を与えられる高校で、法律上「福祉系高校」に該当する高校（もっとも狭義の高校福祉科の定義）、および訪問介護員養成研修事業（現・介護職員初任者研修等）を行う高校、③2003（平成15）年度の教科「福祉」創設以降に、福祉に関連する科目を設置している高校（もっとも広義の定義）の3つに整理した。本稿においては、概ねこの整理をもとに論を進めるが、先行研究の引用についてはそのままの表現を用いる場合もある。

2. 高等学校における教科「福祉」創設の経緯

2-1 教科「福祉」の創設の背景と経緯

教科「福祉」が創設された背景と経緯について、以下、主に矢幅(2000a:6-19)、田村(2008:14-15)に基づき概観する。

1985(昭和60)年2月19日に理科教育及び産業教育審議会より答申された「高等学校における今後の職業教育の在り方について」において、今後新設が適当とされる学科として、「電子機械科」・「国際経済科」・「農業経済科」等とともに、国民の福祉に対する多様なニーズに応えるため、福祉関連業務に従事する人材を育成する「福祉科」などの設置について、地域の実情等も踏まえながら検討を行っていく必要性が示された。

1987(昭和62)年5月26日に社会福祉士及び介護福祉士法が成立し、福祉系高校を卒業することが介護福祉士国家試験受験資格取得に結びつくコースとして位置づけられたことにより、福祉に関する学科(普通科のコースや総合学科の系列等を含む)の設置の動きが活発となった。また、国家試験受験可能校と並行して、訪問介護員養成校が拡がりを見せた。国家試験受験資格を得られなかった生徒や、国家試験に不合格であった生徒が、訪問介護員の資格を持って福祉現場へ就職していくケースが増えていった。

1987(昭和62)年6月15日に示された「福祉科について(産業教育の改善に関する調査研究)」(以下、「福祉科について」)では、社会福祉施設従事者の相当数を高校卒業者で占めている実態と、今後さらに高齢者における介護需要等に対応し、高校レベルでの専門知識と技術を習得した人材需要の増大が見込まれるとして、「福祉科」設置の具体的な提言を行った(矢幅

2000a:8)。この「福祉科について」は、1999年告示の高等学校学習指導要領における教科「福祉」の骨格が、この時点でほぼ完成していたことを示している(田村2008:12)。

田村(2008:13)は、全国で高校福祉科が20校に満たなかった頃に、福祉科設置の理由を校長や担当教諭から聴取した和田(1991)の研究を紹介している。高校福祉科設置の理由として、①過疎のなかにあって高齢社会の中、介護ニーズが大きくあり、即戦力としてある程度の需要が成り立つこと、②高校の私学経営が生徒減少期になり、特色ある高校としてのイメージをつくり、学校経営についての良い印象をもたらすことになること、③全校あげてのボランティア活動(JRC、インターアクト・ロータリークラブ・ボランティア推進協力校など)の経験をもっていたこと、④社会福祉協議会や周辺の福祉施設との交流があったこと、⑤1987(昭和62)年5月に社会福祉士及び介護福祉士法が施行されたこと、の5つを明らかにした。

このような高校福祉科の拡がりや、教科「福祉」の設置前からの動きであった。1989(平成元)年の学習指導要領改訂において、教科「福祉」は誕生しなかったが、その後、学科・コースとしての高校福祉科は増設の一途を辿った(田村2008:13)。

1998(平成10)年7月23日に理科教育及び産業教育審議会より答申された「今後の専門高校における教育の在り方等について」において、高齢社会の進展に対応して、福祉産業が独立の領域を形成するに至っており、介護サービスを行う人材の育成が社会的に要請されていることから、福祉関連業務に従事するものに必要な社

会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得、社会福祉の理念と意義の理解、社会福祉の増進に寄与する能力と態度の育成に関する教育体制を充実し、これらの人材の育成を促進するため、専門教育に関する教科「福祉」を新たに設ける必要性が指摘された。

1998（平成10）年7月29日に教育課程審議会より答申された「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」においても、上述の「今後の専門高校における教育の在り方等について」と同様の内容を重ねて指摘し、専門教育に関する教科「福祉」を設置することが示された（矢幅2000a：11）。

このような経緯によって、1999（平成11）年3月29日に改訂された高等学校学習指導要領において、教科「福祉」が専門教科として創設された。矢幅（2000a：18）は、福祉に関する学科設置の意義として、①増大し多様化する社会福祉ニーズに対応する人材を育成するために、高等学校において新しいタイプの専門学科として福祉に関する学科を設置し、社会福祉に関する専門教育を行うこと、②若い年代から人命の尊重と福祉への関心と理解を養い、将来、生徒が家族や地域の生活を支える役割を担うようになったとき、社会のニーズにあった望ましい行動をとることができるような人間教育を行うこと、の2点を挙げ、教科「福祉」が介護人材の養成だけでなく、人間教育として意義があることを強調している。

2-2 教科「福祉」創設から現在に至るまで

1999（平成11）年3月の学習指導要領改

訂において教科「福祉」が創設され、その後2回の改訂が行われた。

(1) 1999（平成11）年3月学習指導要領改訂における教科「福祉」の内容

文部省（2000：10-11）『高等学校学習指導要領解説：福祉編』によれば、教育課程審議会の答申に示された改善の基本方針及び改善の具体的事項を踏まえ、福祉については、実践的・体験的な学習活動を通して、社会福祉に関する基礎的な知識と技術の習得を図るとともに、福祉社会の一員としての実践力を身に付けさせるという観点から、教科の目標を「社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる」とした。

この目標には3つの観点が示されている。第一に、社会福祉に関する知識と技術を総合的、体験的に習得させることをねらいとしていることを示すとともに、高等学校の社会福祉教育においては、基礎的・基本的な内容を重視することを明らかにしている。第二に、社会福祉教育においては、知識と技術の習得にとどまらず、豊かな福祉観を養い、社会福祉関連の職業に従事する者として必要な意識を高めることが必要である。このため、社会福祉の理念と社会的な意義の理解を目標の一つとして掲げている。第三に、「社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与すること」は、福祉社会の一員として生活上の問題に関心を持ち、日々の生活の中でどのように社会福祉や社

会保障が関連しているかを学ぶとともに、基本的な人権やプライバシーの尊重など自立生活を支援する態度の必要性を重視することを明らかにしている。さらに、社会福祉関連の職業に従事する者として、サービス利用者の立場に立った安全で確かなサービスの提供などを創造する能力と実践的な態度を育てることを示している。

科目の構成は、教科の目標を達成するとともに、職業資格取得との関連を考慮し、「社会福祉基礎」「社会福祉制度」「社会福祉援助技術」「基礎介護」「社会福祉実習」「社会福祉演習」「福祉情報処理」の7科目に設定された。また、福祉に関する学科を想定した場合、生徒の選択幅を拡大し、福祉関連の資格取得までを目指す学科だけでなく、福祉に関する専門性の基礎・基本を身に付けさせることに教育の重点をおく学科などの設置もできるよう、教科「福祉」の創設に当たっては、原則履修科目を「社会福祉基礎」および「社会福祉演習」の2科目とした(矢幅 2000b : 26)。

(2) 2009 (平成 21) 年 3 月の学習指導要領改訂における教科「福祉」の内容

2006 (平成 18) 年 9 月、厚労省社会・援護局において、「これからの福祉人材の在り方を検討する審議会」が設置され、社会福祉士及び介護福祉士法改正に向けた審議が行われた。介護福祉士に関する論点は、介護保険制度や障害者支援費制度・障害者自立支援法施行による介護の質的・量的確保の必要に対応するもので、いずれも教育内容の抜本的見直しと任用・研修・待遇に関する事項が取り上げられた。介護福祉士養成の審議過程では、福祉系高校ルート

の位置づけに関して激烈な議論が交わされた。「排除論」においては、18歳での介護福祉士の「未熟さ」が強調され、「擁護論」としては、福祉系高校卒業者が福祉人材の供給源となっている事実が論拠として示された(田村 2008 : 15-16)。

2007 (平成 19) 年において、社会福祉士及び介護福祉士法が 20 年ぶりに改正された。この改正により、介護福祉士養成課程における教育内容や実務経験について、①すべての者が国家試験を受験するという形で一元化する、②福祉系高校においては、介護の高度化への対応として教育時間数を 1,820 時間 (52 単位) とし、5 年間の時限措置として、1,190 時間 (34 単位) + 実務経験 9 か月の特例高校ルート (平成 21 年度～平成 25 年度入学者) を認めた (その後平成 28 年度～30 年度入学者について 3 年間の再実施指定あり)、③領域「介護」および「こころとからだのしくみ」の教員要件において、最低 1 人の教員は介護福祉士や看護師等の資格を有することに加え、5 年以上の実務経験を持つことが必要となった(田村 2008 : 16)。2011 年 (平成 23) 年の改正では、介護福祉士の業務に「医療的ケア」が追加されたことを受け、福祉系高校における教育時間数は 1,855 時間 (53 単位) となり、医療的ケア教員要件が加えられた(厚労省 2011)。

2008 (平成 20) 年 1 月中央教育審議会答申を踏まえ、職業教育に関する専門教科全体の改善方針に加え、少子高齢化の急速な進展、地域における自立生活支援への志向や福祉ニーズの多様化など社会福祉に対する国民意識の変化に対応し、介護分野における多様で質の高い福祉

サービスを提供できる人材を育成する観点から、2009（平成21）年3月に学習指導要領の改訂を行った（矢幅2009：12）。

教科「福祉」の目標は、従前と同様とされたが、科目の構成については、介護福祉士養成課程の見直しに対応させるため、従前の7科目から、「社会福祉基礎」「介護福祉基礎」「コミュニケーション技術」「生活支援技術」「介護過程」「介護総合演習」「介護実習」「こころとからだの理解」「福祉情報活用」の9科目に整理・統合された。「社会福祉基礎」および「介護総合演習」が原則履修科目として設定された（文科省2010：5-8）。

（3）2018（平成30）年の学習指導要領改訂における教科「福祉」の内容

2018（平成30）年3月30日に、教科「福祉」として2回目の学習指導要領改訂が行われた。以下、教科「福祉」に関する改訂の概要である（文科省2019a：6-16、矢幅2019：92-94）。

教科「福祉」については、2016（平成28）年12月の中央教育審議会答申において、「福祉ニーズの高度化と多様化、倫理的課題やマネジメント能力・多職種協働の推進、ICT・介護ロボットの進歩などを踏まえ、福祉を通して、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人を育成すること」が改訂の方向として示された。また、介護福祉士養成にかかる制度改正等にも対応し、各学校の創意工夫が図られるよう学習内容を整理し、以下の改善・充実を図った。

- ・ 医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な学習の追加

- ・ 福祉従事者に求められるマネジメント能力に関する学習の追加
- ・ 福祉従事者に必要な倫理に関する学習の充実
- ・ 福祉実践における多職種協働に関する学習の充実、
- ・ 福祉用具や介護ロボット等を含む福祉機器に関する学習の充実

教科の目標については、「福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、福祉を通じ、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。(1) 福祉の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。(2) 福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う」となった。産業界で必要とされる資質・能力を見据えて3つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示している。

科目構成は、これまでと同様に9科目で構成するが、福祉の各分野の情報及び情報手段を活用する能力を育てる観点から、情報社会において個人の果たす役割や責任などの情報モラル及び情報通信ネットワーク、情報セキュリティを確保する能力を育てる科目として内容を整理

し、「福祉情報活用」を「福祉情報」に名称変更した。

(4) 高等学校における教科「福祉」の現状

2018（平成30）年4月現在、福祉に関する教育を実施している高校は589校（福祉系高校：111校、特例高校：17校、介護福祉士実務者研修：17校、介護職員初任者研修：305校、福祉科目設置校：148校）で、全高校の約1割となっている。また、福祉を学んでいる生徒数は、81,730人（福祉系高校：8,904人、特例高校：1,703人、介護福祉士実務者研修：1,530人、介護職員初任者研修：37,121人、福祉科目設置校：32,472人）で、全高校生の2.5%となっている（矢幅2019：92）。

介護福祉士国家試験受験状況については、第31回（2019年1月実施）国家試験合格率が全体で73.7%であったのに対し、福祉系高校の合格率は76.8%と上回った。これにより、福祉系高校合格率が全体の合格率を上回るのは、19回連続20回目となった（厚労省2019,文科省2018）。

保住（2016）は、福祉系高校の存在意義について、介護福祉士国家試験の合格率の高さ、福祉就職率が約8割を占めること、福祉進学率が5割を超えていること、福祉分野に就職した者の離職率の低さ等を示した。その上で、福祉系高校の存在意義を、①長期間の現場実習体験により、自らが選択した福祉に携わる夢や希望と、職場での現実とのギャップに負けない信念や前向きな気持ちを持つようになること、②地元の福祉施設で実習を行っているため、地元での就職が多く、就職後1年目に多い不安要素も家族

により軽減されていることもあり、職場への定着率が高いこと、③早い段階から目的意識をもって学ぶことにより、介護の仕事に対するモチベーションを高めるとともに、将来のなりたて姿について自分の考えを持つことができる、④介護福祉士の資質向上のためには養成校で学んだ人の方が良いという意見もあるが、上級学校に行けば専門職としてのアイデンティティ等が自然の備わるものではない、という4つに整理した。

3. 高校福祉科教員養成の現状

1999（平成11）年3月に教科「福祉」が創設されたことを受け、教員の養成が必要となった。2003（平成15）年4月の教科「福祉」の実施に向けて準備期間が限られており、高校教員の採用は全国的に少ない状況にあること等の理由から、通常行われる大学での教員養成に加えて、現職教員等講習会の開催、高等学校教員資格認定試験に「福祉」を追加するなどの方策を実施した。さらに、教科「福祉」の指導内容について、10分の5が専門的な技術を伴う実験・実習であることから、利用者の安全や介護技術のレベルを維持して指導する「福祉実習」免許状を新設した（矢幅2002：88-89）。

大学における教員養成に先立ち、教科「福祉」の教員養成・研修事業が始まった。まず、「指導者研究協議会」が1999（平成11）年度からの3年間実施され、各都道府県の指導者として168人が養成された。次に、2000（平成12）年4月から3年間、「現職教員等講習会」が実施され、1,517人が修了した。さらに、「高等学校教員資格認定試験」が2000（平成12）年度

から3年間実施され、173人が合格した（矢幅2002：90-91）。

大学における教員養成は、2001（平成13）年4月から開始され、基本的には2005（平成17）年3月以降に免許状取得者が卒業することになった。ただし、「福祉」の課程認定を受ける以前に大学に入学した学生についても、当該大学が課程認定を受けた後に、所定の単位を修得した場合には、「福祉」の免許状を受けることが可能となった。教科「福祉」教職課程認定

大学（平成13・14年度）は106大学（152課程）であった（矢幅2002：89）。

教科「福祉」一種および専修免許状取得者数の推移は、表1の通りである。2005（平成17）年度には、1,275人が教員免許状を取得してピークとなるが、その後減少傾向が続き、2017（平成29）年度には、211人まで減少した（文科省2018,文科省2019b）。

<表1>教科「福祉」の教員免許状取得状況

普通免許状 取得者数	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
専修免許状						11	19	21	7
一種免許状	10	173	726	1,190	1,275	1,151	982	842	701

普通免許状 取得者数	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	合計
専修免許状	5	11	8	8	4	9	3	6	112
一種免許状	507	410	355	345	277	270	250	211	9,675

出典)文科省(2018)「学習指導要領改訂と高校における福祉教育の現状」(第48回全国社会福祉教育セミナー2018配布資料)を基に、文科省(2019b)「教科別の普通免許状授与件数(高等学校)(平成29年度)」のデータを加筆したもの。

2018（平成30）年4月1日現在、大学における一種免許状（福祉）を取得できる大学（課程）は95校（98課程）、専修免許状を取得できる大学院は64校（70課程）となっている。通信課程では、一種免許状を取得できる大学は5校（5課程）、専修免許状を取得できる大学院は3校（3課程）であった。2019（令和元）年度には、再課程認定の影響により、大学における一種免許状（福祉）を取得できる大学（課程）は65大学（66課程）、専修免許状が取得できる大学院は51大学（61課程）となった。通信課程においては、一種免許状が4大学（4課程）、

専修免許状が2大学（2課程）となった（文科省2018,2019c）。

教科「福祉」教員の採用状況（公立）については、2019（令和元）年12月5日現在、29教育委員会で採用試験が行われ、受験者数136名、合格者数39名、倍率3.49となり、2006（平成18）年度の倍率14.20と比較すると、倍率そのものは大幅に下がっている。しかし、採用人数としては、ピークであった2009（平成21）年度の51名と比べると減少しており（文科省2019d）、依然として採用状況は厳しいものになっている。

4. 先行研究からみた高等学校福祉科教員養成における課題

菅井 (2002) は、学習指導要領自体が、介護福祉士受験資格あるいはホームヘルパーの養成研修事業とのマッチングを検討した上でつくられていることから、高校の科目としての人間形成的な部分にどう取り組むかが課題であり、それを見通せる教員をどのように養成していくかが、「福祉科教育法」を担当する大学教員の課題であると述べた。

永田・潮田 (2004) は、高校「福祉」の教員免許状が、現職教員等講習会や高等学校教員資格認定試験が実施されたことにより、福祉科教育に関する教育が十分でない可能性を指摘し、現職教育の拡大・充実が今後の課題となると指摘した。

保住 (2005) は、ただ福祉の専門分野を教授するだけではなく、高校生が理論に基づいた実践力を身に付け、行動に移すことができるように指導する力が要求される点において、「福祉科教育法」の特殊性があるとした。また、大学における「教科教育法」において、高校の教育内容を盛り込んだ最低基準を示す全国統一のシラバスを作成する必要があると述べている。

光田 (2007) は、教職課程を履修した卒業生および在校生を対象としたアンケート調査を行い、「福祉科教育法」において、①福祉大学という特殊性を生かした教職課程の位置づけを明確化すること、②社会 (学校教育現場) のニーズの把握が必要であること、の2点を示した。①については、学生が教職課程を選択する理由が、職業選択の幅を広げることや、社会福祉士の資格に厚みを持たせられることへの期待が最

も大きいなかで、基幹となる社会福祉学が学生にとって魅力ある学問となり、そして教員免許状は、その研究を通して修得された知識・技能を後進の育成に役立てられる証左となるべきであると指摘した。②については、「福祉」が専門教科であるがゆえに、特殊な資格や技能、実務経験が求められ、近年特にその傾向が強くなっているとしたうえで、今まさに現場で「福祉」を教えている卒業生の声を聴取し、教職課程における教育内容やカリキュラムの再検討に活かしていく必要があると述べている。

田村 (2007) は、「福祉科教育法」と「教育実習」を担当する大学教員について、①専門分野が多様に分化しており、児童福祉、障害児教育、社会福祉援助技術等を専攻する者が多く、教科教育学はごくわずかであること、②専任教員の配置が少なく、学生の個別支援には行き届かないこと、の2点を課題として挙げた。問題提起としては、福祉系大学の多くは、社会福祉士や介護福祉士等の福祉関連資格を取得させて、社会福祉従事者の採用拡大を目指しているが、この上に「福祉」教員免許を取得させることについて、資格取得はどちらか一方に限るべきなのか、それとも複数資格取得の余地を探るべきなのかを議論する必要があると述べている。

田村 (2008) は、教員養成の厳格化が、新たな「福祉」教員の排出を制限し、結果的に福祉系高校ルートの存続を困難にすると指摘した。介護福祉士養成に福祉系高校ルートを位置づけた以上は、教員養成制度との折り合いを図る責任が行政にはあり、実務経験や資格取得を「望ましい」へと要件を緩和するか、あるいは資格取得や実務経験に代わる講習会と研修を恒久的

に実施すべきであると指摘した。

進藤（2008）は、「教科教育法」を受講した学生が、その成果をどのように「教育実習」に生かしているかを調査した。その結果、教員に必要な能力として、指導力、専門的知識・技術を実践するための能力、教材研究や指導案作成において、与えられた教材を理解し深めていく力、何を教えたいかを考えるなど本質をとらえる力、授業づくりについて、時間内に何をどう教えるかという内容の厳選ができる力、板書計画、発問、教材の選択、一方的な授業にならないように、かつ分かりやすくするための訓練をすること、等を明らかにしたうえで、それらの能力を「福祉科教育法」において教授していく必要性を示した。

加藤（2010）は、教科「福祉」教員養成課程の実態として、免許状を付与するに値する教育内容、特に社会福祉及び介護に関する実技、実習を重視した内容が十分に盛り込まれていないこと、高校側が望む福祉9科目すべてを教えられる教員と、大学での教員養成の内容との間にギャップがあることなどを挙げた上で、教科「福祉」の教員免許取得希望者には、介護に関する知識・技能を学ぶ機会を設定する必要性を指摘している。

中田（2017）は、教科「福祉」教育免許状を取得するコースの大学は、学生に対して「介護福祉士養成＝教科『福祉』の教員」として学生側にイメージをもたせるのではなく、一般市民に対する福祉教育を実施する方向に舵を切っていく必要があり、今後は、積極的に教科「福祉」の魅力を伝えつつも、介護福祉士養成だけに特化しない教員としての就職を、大学教員として

提案していく必要性を示した。

加藤・橋本（2018）は、大学における教科「福祉」の教員養成課程において、教科教育に精通することもさることながら、教科や学校を超えて連携、協働する姿勢をもち、社会福祉の動向、人間の在り方について広く、深く見つめる高次の教育的視野や教育学的見識をもつ教員の養成が必要であると述べている。

以上の先行研究レビューから、大学における教員養成開始から約20年が経過してもなお、「福祉科教育法」において多くの課題が解決されていない現状が明らかとなった。

5. 考察

筆者はこれまでに、非常勤講師として私立高校（福祉科目設置校：2校）で通算3年間、介護福祉士国家試験受験可能な福祉系高校において、「介護」領域の科目を中心に7年間担当した。また、福祉系高校との兼任で、福祉系大学3校の教職課程において、通算7年間（うち本学にて3年間）、「福祉科教育法」等を担当してきた。実際の高校「福祉」の教育現場における経験、大学における「福祉科教育法」の実践、そして本稿における先行研究レビューの結果を踏まえて、今後の高校福祉科教員養成の課題を、以下5つにまとめた。

①高校福祉科教員免許状取得に対する積極的な動機付け

先行研究でも明らかなように、高校「福祉」の教員免許状取得者は減少の一途を辿っている。福祉系大学では、学生が社会福祉士、精神保健福祉士等を目指している場合が多く、さら

に教職課程を履修することは、学生にとって相当な負担となる。問題は、そのような負担があってもなお、学生が高校「福祉」の教員免許状を取得し、高校福祉科の教員を目指す動機付けをいかに行うかである。

高校「福祉」の教員免許状を取得しても、教員採用試験での募集人員は限られており、さらには他教科教員免許状の所持、介護福祉士としての実務経験等が条件となるケースが多い。教員要件については、例えば非常勤講師等として高校福祉科に勤務しながら、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修（「資格代替講習」及び「実務代替研修」）を受講する方法も残されている。また、他教科の免許状取得については、教科「福祉」の免許状を基礎免許として、教育職員免許法第6条「別表第4」に基づき、大学の通信教育等を活用して追加取得することも可能である。

また、稀なケースではあるが、高校「福祉」の教員免許状を取得していることで、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの就労移行支援（視覚障害者が一般就労を目指し、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の国家試験受験資格を得るための養成施設）において、社会科学概論担当の講師として採用される場合もある。

田村（2008：21-22）は、高校「福祉」の教員免許を持つことは、教員になるためにはもちろん必要だが、福祉現場での職域拡大を展望したり、困難ケースに際して専門性を発揮したりするうえで有効であると述べている。例えば、介護福祉士として介護現場に就職し、福祉系高校の生徒を実習生として受け入れることもある

だろう。高校「福祉」の教員免許状を取得していることで、実習生に対する理解が深められるとともに、高校生に寄り添ったきめ細やかな実習指導を行うことにつながるのではないだろうか。

②高校福祉科の9科目に対応するための専門的知識及び技術の教授

先行研究の多くは、「福祉科教育法」において、高校福祉科の9科目に対応するための専門的知識及び技術の教授を行っていく必要性を指摘している（保住 2005、加藤 2010 ほか）。教職課程を履修する学生には、介護福祉士を取得している者（取得しようとしている者を含む）と、取得していない者が混在する。特に、後者の場合は、介護実技等の指導法を教授する時間と学習環境を、いかに確保するかが課題である。

このことは、「福祉科教育法」に続く「教育実習」にも影響する。高校福祉科（福祉系高校、福祉コース等）の卒業生は、ほとんどの場合、出身校で教科「福祉」の教育実習を行う。それらの学生は、3年次で「福祉科教育法」を履修し始めた段階から高校の教員とコンタクトを取り、事前に何度か学校を訪問するため、「教育実習」に対する不安感が少なくなる。筆者が兼任している大学では、介護福祉士を取得していない（介護コースに在籍していない）学生が、「教育実習」において「生活支援技術」（介護技術）を担当することになったケースが数例あった。「福祉科教育法」の限られた時間のなかで、筆者が介護技術の指導にあたる以外にも、介護福祉士養成コースの教員に個別に依頼し、介護技術の授業に参加したり、個別指導をしても

らい、教育実習が終わるまでフォローしていた。しかしながら、大学に介護コースが設置されていない場合や、介護コースの教員に協力を得られない場合を想定し、「福祉科教育法」の限られた時間のなかで、どう対応していくかが課題となる。

③大学間連携と、高校福祉科との連携による教員養成の必要性

高校「福祉」教職課程においては、履修者数が少ないこと、介護技術等の指導法を「福祉科教育法」において対応することの困難性、そして教科「福祉」での「教育実習」の受け入れ先が少ないことなど、様々な課題を抱えている。その課題を解決するためには、以下の2つの方策が必要となるだろう。

第一に、高校「福祉」の教員養成を行っている大学間の連携である。教職課程を履修する学生は年々減少しており、「福祉科教育法」における模擬授業を行う場合、「教育実習」で40名程度の生徒を対象とする授業実践をイメージすることが難しい。例えば、本学では3年次に「福祉科教育法1」「福祉科教育法演習1」を開講しているが、筆者が担当した2017（平成29）年度は履修者2名、2018（平成30）年度は1名であった（2019年度は履修者なし）。そこで、教職課程を履修していない学生に生徒役としての参加を依頼したり、筆者の兼任校で教職課程を履修する学生と合同で、授業づくりや模擬授業を実施したこともある。田村（2007：201）も指摘するように、今後は「福祉」教職課程を履修する学生と担当教員が、大学の壁を越えた研究交流によって、教職として必要な資質能力

を高め合う大学間教職セミナー等を開催していく必要があるだろう。

第二に、高校福祉科との連携を推進することである。本学で2017（平成29）年度に「福祉科教育法1」「福祉科教育法演習1」を履修した学生のうち、1名は福祉系高校出身であり、早い段階から教育実習の受け入れ決定がなされた。実習校は、筆者が兼任している高校でもあり、高校側と大学側との連携を図りやすかったこともあるが、高校側の協力により、3年次の段階から行事や部活動、授業参観に招いてくださった。そのことが、学生の「教育実習」に対するモチベーションの向上につながった。菅井（2015：95）の指摘にもあるが、教職課程を履修する学生は、自身が高校生として教科「福祉」を履修した体験のない場合も多い。さらに言えば、教科「福祉」の教育実習の受入校が少ないため、「公民」や「家庭」で実習を行うケースが多い。高校福祉科との接点がないまま、教員免許状をただ取得するだけにならないように、高校と大学との連携を図っていくことが課題である。

④大学卒業後の就職支援・情報交換の場の確保

高校「福祉」の教員免許状を取得して卒業した者は、その多くが福祉の現場等に就職している。今後は、「高校福祉科の潜在教員」を見据えたネットワークの構築が必要と考える。高校福祉科の教員要件を考えれば、介護福祉士として5年以上の実務経験を経て、教員として採用される機会が増えるからである。

光田（2008）は、卒業生に対するアンケート調査から、就職支援を目的とした情報提供や交

流の場の必要性を明らかにしている。このような取り組みについては、高校「福祉」教職課程の教員が、インターネットを活用した情報交換の場を設けるとともに、卒業生に対する採用情報等を発信しているケースもある。また、2020（令和2）年1月には、高校福祉科教員の有志によって、高校「福祉」に携わる教員が集い、情報交換等ができるネットワーク〔高校『福祉』HP〕が立ち上げられた。このようなネットワークを活用して、「福祉」の教職課程を履習する学生や、全国の高校「福祉」免許状取得者が、教員への道を目指してくれることを切に願う。

⑤人間教育として「高校生に『福祉』を教えること」の意義を伝え続けていく必要性

教科「福祉」は、介護人材の養成だけでなく、人間教育として意義をもって創設された。しかし、2009（平成21）年の学習指導要領改訂を受けて、高校における今後の福祉教育の展開は、人間教育としての基礎の上に、①介護福祉士等の資格を取得する福祉科（福祉の人材養成を目的）、②資格取得をしない福祉科（福祉マインドの養成と福祉関連領域への進学等を目的）の大きく分けられ、より福祉教育を充実・深化させ、福祉従事者の養成を意図する取り組みと、資格にとらわれない福祉の心の育成を意図する取り組みの二極化が進んでいる（矢幅2009：13）。

加藤・橋本（2018）は、同様の点に言及したうえで、高校生という感性豊かな時期に、人間としての尊厳はどうあるべきかを考え、福祉への関心と理解を養う人間教育を重要視している背景を踏まえ、介護人材の養成に偏重するの

はなく、豊かな人間性を備えた対人支援能力の涵養を教授する高校福祉科教員養成のあり方自体を検討する時期に至っていると指摘している。

高校福祉科教員養成に携わる者として、「高校生が『福祉』を学ぶこと」の意義について再確認するとともに、「高校生に『福祉』を教えること」の魅力とやりがいを、教職課程を履習する学生だけでなく、小学生・中学生・高校生等に伝えていくことが、将来の高校福祉科教員養成の発展に繋がっていくのではないだろうか。

6. おわりに

本稿では、高校における教科「福祉」の創設の経緯から2018（平成30）年3月告示学習指導要領改訂までを概観するとともに、先行研究レビューに基づいて高校福祉科教員養成における現状と課題について、若干の考察を行うにとどまった。今回の結果を踏まえ、今後の「福祉科教育法」の教育内容について、具体的に検討していくことが課題である。

<引用文献>

保住芳美（2005）「大学における福祉科教育法の課題：高等学校福祉科教員養成のあり方を考える」『川崎医療福祉大学』14（2）、239-247.

保住芳美（2016）「福祉を取り巻く状況——福祉系高校の現状とその評価」文部科学省教育課程部会「産業教育ワーキンググループにおけるヒアリング」資料3-1（平成28年1月8日）https://www.mext.go.jp/b_menu/

- shingi/chukyo/chukyo3/067/siryo/___icsFiles/afieldfile/2016/01/28/1366400_3-1.pdf
- 加藤聖子 (2010) 「福祉科教育法の現状と課題」『人間生活学研究』(藤女子大学) 17, 27-33.
- 加藤聖子・橋本伸也 (2018) 「福祉系高校の現状と福祉科教員養成の課題」『人間生活学研究』(藤女子大学) 25, 29-36.
- 厚生労働省 (2011) 「介護福祉士養成施設における『医療的ケア』の追加について (概要)」
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/dl/4-3.pdf
- 厚生労働省 (2019) 「第31回介護福祉士国家試験合格発表」(平成31年3月27日発表資料) https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000198330_00001.html
- 光田尚美 (2008) 「高校福祉科教員養成の教育内容に関する研究——関西福祉大学社会福祉学部教員養成課程の総点検に向けて」『関西福祉大学附属地域社会福祉政策研究所報告書2007年度版』, 31-34.
- 文部省 (2000) 『高等学校学習指導要領解説——福祉編』実教出版
- 文部科学省 (2010) 『高等学校学習指導要領解説——福祉編』海文堂出版
- 文部科学省 (2018) 「学習指導要領改訂と高校における福祉教育の状況」(第48回全国社会福祉教育セミナー2018第2分科会資料)
- 文部科学省 (2019a) 『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説——福祉編』海文堂出版
- 文部科学省 (2019b) 「教科別の普通免許状授与件数(高等学校)(平成29年度)」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/___icsFiles/afieldfile/2019/02/28/1413986_4_1.pdf
- 文部科学省 (2019c) 「高等学校教員(福祉)の免許資格を取得することのできる大学」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/detail/1287082.htm
- 文部科学省 (2019d) 「教科『福祉』教員の採用状況(公立)※指導主事連絡協議会資料」
- 永田智子・潮田ひとみ (2004) 「高等学校福祉科教員養成の現状と課題」『兵庫教育大学教科教育学会紀要』17, 39-44.
- 中田喜一 (2017) 「福祉科教育法の現状と課題:教科『福祉』のカリキュラム編成からの一考察」『神戸医療福祉大学紀要』18(1), 53-64.
- 進藤啓子 (2008) 「福祉科教育法における授業内容の検討:教育実習アンケート調査を通して」『西南学院大学人間科学論集』3(2), 199-221.
- 菅井直也 (2002) 「高校福祉科の登場と福祉科教育法の課題」『教師教育研究』15, 99-105.
- 菅井直也 (2015) 「本学における高等学校福祉科教員の養成」『広島文教女子大学教職センター年報』3, 93-98.
- 田村真広 (2007) 「大学間連携による高等学校『福祉』教員養成の構想と実践」『日本教師教育学会年報』16, 200-204.
- 田村真広 (2008) 「高校福祉科教育に関する研究の課題と展望」『日本福祉教育・ボランティア学習学会年報』13, 10-24.
- 和田要 (1991) 「社会福祉マンパワーの養成——高等学校, 社会福祉科にかかわって」全

- 会福祉協議会編『月刊福祉』74 (10), 60-65.
- 矢幅清司 (2000a) 「教科『福祉』創設と基本方針」矢幅清司・細江容子編著『改訂高等学校学習指導要領の展開——「福祉」編』明治図書
- 矢幅清司 (2000b) 「魅力ある新教科『福祉』を目指して:教育課程の編成に当たって」『産業教育』50 (9), 26-29.
- 矢幅清司 (2002) 「教科『福祉』担当教員養成の具体的方策」『中等教育資料』51 (13), 88-91.
- 矢幅清司 (2009) 「高校福祉科の現状と新学習指導要領のポイント」『ふくしと教育』4, 12-15.
- 矢幅清司 (2019) 「教科『福祉』の改訂の概要と全国高校生介護技術コンテスト」『中等教育資料』68 (2), 92-95.